

【時 評】

指定・登録後の文化財建造物を取り巻く状況と課題 —所有者側の視点から— (講演会要旨)

二階堂行宣・藤木竜也

講演：二階堂行宣(法政大学 教授)／進行：藤木竜也(千葉工業大学 教授)
日時：2025年3月5日(水) 会場：横浜国立大学理工学部講義棟 A301講義室

1. 主旨説明

講演会の開催に先立ち、進行を担った藤木竜也氏より次の趣旨説明が行われた。

建築史の学識関係者は、歴史的建造物を文化財にするための学術的評価にまで多く関与する。文化財にすることは、その歴史的価値を永く継承するための行為であり、文化財になった後も重要なはずだが、所有者や管理者がどのような状況に置かれているかの実情には理解が及んでいないのではないか。その一端を学ぶ機会として、この講演会の企画を行った。

続いて、講演者紹介が行われてから、二階堂行宣氏の講演がはじめられた。講演資料(レジュメ、スライド)を末尾に掲載した。

2. 講演

二階堂氏自らも自己紹介の後に、まずは二階堂家住宅の概要説明が行われた。

【二階堂家住宅】

鹿児島県肝属郡肝付町(旧高山町)に所在する重要文化財の民家であり、1975(昭和50)年に文化財指定。その後、補修工事に合わせ敷地内で曳家され、創建当初より90°角度を離れた形で建つ。

オモチとナカエの2棟からなる分棟型民家で、とりわけ過渡期の形式を伝えるものとして評価されてきた。オモチは築210年ほどで、床刺しの天井を張り、座敷飾をもつ武士の格式を伝えるもので、一方、ナカエは明治時代のもので、天井がなく小屋組をあらわしにするなど生活空間となってきた。両棟をつなぐ板間をトイノマと呼び、竹製の樋を備えている。

表門は1740年頃に建てられたとされるが文化財未指定で、茅葺だが燻せないために傷みやすい。鹿児島県内で主屋と一体的に現存するのは唯一の事例といわれる。

続いて、活用について述べられた。

政治家・二階堂進という旧所有者の職能的性格より、敷地内に事務所が所在し管理・公開を

担っていたほか、かつては専属の庭師もおり維持態勢も行き届いていた。事務所建物は、二階堂進の没後に肝付町シルバー人材センターに無償貸与し、邸内の掃除、雨戸の開閉を行ってもらうようにしてきた。

2010(平成22)年には、オモテが築200年を迎えたため、地元の小中高の生徒による絵画コンクールを実施した。2011(平成23)年からは、見学料300円をもらうようにした。2023(令和5)年にはシルバー人材センターを主屋に移して今日に至っている。二階堂進の墓参のために政治家の来訪も多く、「公民館」的な利用も少なくない。

次いで、矢田貝家住宅について話題を移す。

【矢田貝家住宅】

鳥取県西伯郡伯耆町(旧岸本町)に所在する登録有形文化財の民家であり、2011(平成23)年に主屋、離れ、長屋門、庭門、茶室、待合、中門、土蔵の8棟が文化財登録されている。登録プレートを取り付けた記念碑の「矢田貝家住宅」の銘は、第102-103代 内閣総理大臣・石破茂氏の揮毫である。

矢田貝家は、幕末に分家して現在の地に移った。蠟の行商からはじまり、多角的な商売を経て、後は地主経営で生計を立ててきた。屋敷建物と庭園は明治期から造られてきたが、昭和戦前期に矢田貝顕造氏が整備した庭園が今日に伝わり、このほど鳥取県指定名勝に指定された。

矢田貝家住宅でも、続いて活用について述べられた。

昭和末期まで顕造氏が暮らしていたが、介護のため東京に移ったことから、それ以降は無住の状態が続いていた。鳥取県西部地震(2000年)以降に利活用がはじまる。現地にもないこともあり、使ってもらうことを大切とみて家賃収入は基本的に得ない形としてきたが、いずれも利用は長続きはしなかった。

鳥取県の近代和風建築総合調査を契機にして、2010(平成22)年に文化財調査を実施し、翌年に登録文化財になった。この調査時に土蔵で古文書を発見し、これを二階堂氏が関わりのあった東京大学経済学部資料室の主導のもとで調査を行った。2015(平成27)年からは、鳥根大学法文学部・板垣貴志氏も調査に参画し、学生や地域住民との共同による資料調査が行われているほか、演習授業の一環として成果報告も毎年行われてきた。また、鳥取県の庭園講習会も数次にわたって実施してきた。

矢田貝顕造氏が町長を務めていたこともあり、地域住民からは「町長の家」として認識されており、かつて小作人だった近隣住家との間には、明示的ではないものの、戦後複雑な関係が築かれてきたと思われる。

2022(令和4)年から矢田貝家住宅をテーマとした科学研究費(矢田貝家文書を活用した近現代山陰の農業・農村史研究と歴史実践 / 研究代表者 板垣貴志氏(鳥根大学))の補助を受けて研究に取り組んでおり、総じて学術的なアプローチに特徴が認められる。

さらに文化財を維持する上での金銭面での実情に話題を移された。

【文化財民家にまつわる金銭的負担】

二階堂家住宅の収入は年間20～40万円ほどで、見学者は1000人ほどを数える。矢田貝家住宅の収入は、賃借にあたっての光熱費・水道費相当分と、契約を形式上成立させるための若干の賃料のみである。

一方、支出については、二階堂家住宅が現地への旅費を含めて年間200～250万円ほど。重要文化財であるため、保存修理費用は国庫補助で賄われ、2010～2015年にかけて根本修理が行われてきた。一般公開していると、安全管理に関わる保険料やトイレ整備などメンテナンス、さらにパンフレットの作成・印刷にも費用が発生する。

矢田貝家住宅の支出は、年間150万円ほどで、雪の被害も少なくなく瓦屋根修理など年によっては300万円にのぼることもある。登録文化財のため、修理費用への補助はない。

重要文化財、登録文化財の別による差はそこまでないが、旅費や防犯設備、近隣関係者とのコミュニケーションなど、所有者が現地にはいないことによる影響こそ大きい。行政に頼りたいが、事務的な対応に終始しており、学識者との関係も一過性のものになりやすく、心細いのが実情である。

3. 対談

二階堂氏の講演の後に対談へと移った。まずは進行の藤木氏が次のように講演を整理された。

- ・二階堂家住宅は「人ベース」、矢田貝家住宅は「物ベース」といえて、それぞれ特殊な背景や経緯をもつ事例であった。いずれも一般的な性格と異なる特殊解の事例といえる。
- ・ランニングコスト、安全管理に関わる責任など、それらの負担が少なくないという実情を明らかにして伝えてもらえた。とりわけ所有者が現地に不在という状態が、いかに重い負担を被らせているかについては、これまでは看過されてきた重大な視点といえる。

講演のまとめに続いて、対談の糸口になる質問として、「事前に聞いていない」など文化財になってから後に戸惑われたエピソードについて質問を寄せられた。

二階堂 ― 文化財になることの意義は確実にあるといえる。だが、例えば、矢田貝家住宅では、登録文化財になってから以降、これを利用したい希望が減り、文化財であることで敬遠される印象を受けた。また、登録文化財は件数が多いこともあり、行政の管理が行き届いていない印象も強く、所有者側から働きかけないと関係が薄くなってしまいうように感じた。

藤 木 — 文化財を個人で所有することに、どれほどの負担が生じるかが不透明であったということを伝えるものであり、ここには「文化財にすること」と「文化財になること」との間にあるギャップが介在しているように理解する。

二階堂 — 門や待合といった日常的に使用しない建造物も文化財にして保護の対象としていくことも少なからぬ負担を生じさせていることも挙げておきたい。

藤 木 — 活用に対する支援として望ましい形とはどのようなものだろうか？

二階堂 — やはり現地に居住していないケースにおける所有者や管理者の負担を軽減できる支援があることが望ましい。特に地域に所在される学識者や専門家とも継続的な関係性が構築できると有難い。

藤 木 — 文化財調査が短期間で終わるために十分な関係性構築に及べていないことが問題と思う。保存に比重が置かれ、活用をフォローアップできるシステムが十分に整備されていないことも問題であろう。こうした問題を制度の観点から改善するとすれば、どのような方向性が考えられるだろうか？

二階堂 — 世代交代に伴い、現地にいない都市部居住となる所有者が、今後の文化財制度では増えるだろう。この問題は改善していく必要があると考える。

二階堂家住宅が文化財指定を受けた頃の文化財制度は、主屋の保護が中心であった。後に文化財という概念が拡大し、保護対象の広がりがみられたことは良かったと思うものの、その広がりに合わせて既指定事例もこれに整合させるために見直すという、フォローアップの視点も必要と考える。現行制度は、新しい文化財の数を増やすことに比重が置かれていることは明らかであり、特別交付税措置によって、文化財の数を増やせば自治体財政にもプラスとなる制度運用となっていることが、これを助勢する背景になっているように思う。

所有者の居住地を鑑みた支援と、既に指定・登録をした文化財を見直す施策がないと維持管理が難しく、持ち続けられなくなる文化財民家が今後増えてくることが懸念される。

4. 参加者からの質疑

ここで進行の藤木氏より参加者に向けて質疑を促され、複数の質問が寄せられた。

質問1 — 文化財を所有することは時に「負の遺産」となってしまう可能性も孕むが、どのように考えられているか？

二階堂 ― 所有者として責任の重さは感じているし、現在の文化財制度は継続可能性に限界があることも否めないように思う。文化財制度の良さを理解しつつも、今はこの重みと痛みに向き合う時代として捉えるようにしている。半ば意地にも近いが、少しずつではあるが変わってきていることも実感している。その意味で、学識者や専門家の方々には期待することも多い。ぜひ審議会などで行政に向けて発信してもらいたい。こうした積み重ねが意識を変えることにつながっていくのではないだろうか。

質問2 ― 文化財を行政が所有せず、個人が所有することのメリットを聞きたい。加えて、文化財所在地で管理の相談ができる技術者の体制についてもお伺いしたい。

二階堂 ― まずは後の質問から回答したい。矢田貝家住宅は地元関係者と相談しながら補修を続けている。一方、二階堂家住宅については茅葺修理が難しく、京都・美山の茅葺職人と個人的にネットワークを構築している。また、行政を頼ることはなかなか難しい実情であり、対応をしてくれても担当者の異動もあり、長期的な関係構築に結びつきにくいのが悩みである。

最初の質問については、個人所有・管理でないと、コストをかけるべきタイミングで即応できないケースも生じるだろう。行政の所有はメリットも大きいですが、最終的には支出が議会に拘束されるため、抑制的になってしまい、文化財民家という公私の境界線上に位置する文化財には馴染まないこともある。今後、行政が所有する文化財が増加したとしても、この問題は世代交代により各地で顕在化していくことが懸念される。

質問3 ― 行政への寄付のような方策は考えられないだろうか？

二階堂 ― 東京のような大都市圏であればよいだろうが、地方自治体の財政状況では難しいため、行政側ももらわない。嫌なものを押し付ける構図にはしたくない。それであれば個人で維持しようとするに至っている。さらに付言すれば、今回言及したような文化財制度に関する根本的な問題の改善のためには、単に寄付すれば済む話ではないようにも考えている。

質問4 ― 維持管理そのものに文化的価値を見るような方向性はないのだろうか？

二階堂 ― 文化財には選定保存技術という枠組がある。ただし、措置されている額は微々たるものであるという現状も伝え聞くところである。行政は潮流に応じて事後的に対応を取る組織という性格が強いので、まずは気運をいかにつくるかが重要と考える。

5. 閉会に向けて

参加者からも多くの質問が寄せられ、大いに活発な質疑応答が交わされたが、終了時刻も迫ってきたことから、進行の藤木氏より二階堂氏に最後に総括を求められた。

二階堂 — 文化財は物件ごとに指定や登録が行われるが、特に民家が文化財になった後は、所有者からみれば屋敷を維持することと同義である。つまりは、邸内にある文化財と文化財でないものを切り離して考えることは難しい。

文化財制度があることで、容易に壊してはならない、継承しようとする意識が働くため、文化財制度が社会的に大きな役割をもつことは言うまでもない。ただし、特に所有者が現地にいないケースでは、居住や日常的利用が少ないことから文化財への支出インセンティブが低下する一方で、周囲・地域から寄せられる活用への期待が年々大きくなるため、そのジレンマで苦悩する場合も少なくない。

文化財の指定・登録にあたり、物件の学術的価値に加えて、所有者の状況が鑑みられるべきことは改めて述べておきたい。現行制度においても、指定・登録といった行政手続が進行する過程で、所有者個人の状況や人間関係は事実上評価されている面がある。この事実を制度上も明確に位置付け、学術的評価の対象とするものであってよいはずである。また、既に指定・登録された文化財を、その時々々の状況や、文化財概念の変遷に従って不断に見直していくことの必要性についても、特に学識者や専門家による発信に期待したい。

改めて、進行の藤木氏より二階堂氏への感謝の意を述べられ、本講演会は閉会となった。

講演資料

指定・登録後の文化財建造物を取り巻く状況と課題 ——所有者側の視点から——

2025年3月5日
日本建築学会関東支部研究発表会講演会
二階堂 行宣

1. 講演者について

- ・ 本籍：鹿児島県肝属郡／出生：鳥取県米子市／生育：東京都千代田区
- ・ 法政大学経営学部教授
- ・ 専攻は日本経済史・日本経営史、特に交通・鉄道事業の歴史

2. 二階堂家住宅について

①概要

- ・ 所在地：鹿児島県肝属郡肝付町（旧高山町）新富
- ・ 分棟型民家の典型、近世末期～近代初期の建築
- ・ 重要文化財（建造物）
- ・ 敷地内の本宅（平成初期建築）の一部を町のシルバー人材センター事務所として活用

②高山^{こうやま}二階堂氏について

- ・ 平安期以前 藤原南家の出自、下級公家として工藤氏を名乗る
- ・ 1185年頃 鎌倉幕府発足に伴い、文官として鎌倉へ移り二階堂氏を名乗る
※鎌倉殿の十三人
- ・ 1293年 元寇に伴い、地頭として薩摩国阿多（現南さつま市）へ下向
- ・ 1580年頃 島津義久の九州平定に伴い、大隅国高山（現肝付町）の屋敷を拝領
以後、郷士（在郷武士）として郷役人や修験者を生業とした
※元衆議院議員・二階堂進（1909～2000）は13代目

③敷地内の建造物について

- ・ 1580年頃 島津義久（戦国期領主）より屋敷を拝領
- ・ 1740年 表門を初めて構える
- ・ 1809年頃 現存の「おもて」建築
- ・ 1889年頃 現存の「なかえ」建築
- ・ 1972～73年 鹿児島県古民家緊急調査
- ・ 1975年 「おもて」「なかえ」の2棟を重要文化財指定（二階堂家住宅）
重要文化財指定に伴い、部外への公開を開始
- ・ 1986～87年 保存修理工事を実施（両棟を解体、敷地内へ再移築）
- ・ 1995年 高山町が指定文化財建造物2棟の管理団体となる
- ・ 2015～16年 「おもて」「なかえ」補修工事を実施（屋根の葺き替え）

3. 矢田貝家住宅について

①概要

- ・所在地：鳥取県西伯郡伯耆町（旧岸本町）上細見
- ・伯耆地域における民家の特徴を残した主屋と、近代以降に増築された敷地内建造物・庭園からなる近代和風住宅
- ・8棟が登録有形文化財（建造物）
- ・2000年代より、断続的に飲食店等として活用、ただし長続きせず
- ・2010年代より、文書資料の調査・研究を東京大学や島根大学と共同で開始
- ・庭園は、鳥取県名勝に指定される見込み

②矢田貝氏について

- ・古くは出雲地方で製鉄関連に従事した武家、近世初期に帰農
- ・近世末期に分家し、行商等で財を蓄積、現地に屋敷を構える
- ・明治期には醸造業と金融業、明治後期～大正期にはそれらを元手に投資で家産を拡大
- ・昭和初期より敷地を拡張し、回遊式庭園や露地を造営し、建造物が増加
- ・第4代の矢田貝顕造（1905～1992）までは現地在住、第5代以降は首都圏在住

③敷地内の建造物について

- ・近世末期に敷地の造営を開始、明治中期～昭和戦前期にかけて断続的に拡張・増築
- ・2011年 主屋など8棟を文化財登録

- ・主屋……厨子二階建て、1854年建築と記された棟札を確認。土間を挟み南は座敷6室、北には女中部屋・風呂場、および昭和初期に増築された洋室。
- ・離れ……昭和初期に増築。北側6畳の座敷は当主の居間、南側4畳半台目の茶室（煎茶用）は縁側を持つ。
- ・土蔵……明治中期の築。1・2階に前後2室を備える大型土蔵。白漆喰の重厚な観音扉を持つ。外壁は腰高の下見板を張り、日野川方向には漆喰で鶴の絵が描かれる。
- ・長屋門……明治初期～中期の築。当初は主屋の北側で他の用途に使われていたが、昭和初期に現在地に移築された。開口部の北に腰掛を、南には2畳の座敷を配する。
- ・庭門……主屋と長屋門の間に位置し、明治初～中期頃の築。左右の塀も含め文化財登録。長屋門側の塀の開口部痕は、昭和初期の表庭整備時に庭木や庭石を運び入れた名残。
- ・茶室（観楓庵）……昭和初期の築。松江藩ゆかりの茶室・観月庵にちなんで観楓庵と名付けられた。水屋を挟み東に2畳、西に4畳の茶室。皮付材や舟材が用いられる。
- ・腰掛待合……昭和初期の新築。南西に昔ながらの便器を備えた雪隠がある。丸太を多用した数寄屋風のつくり。
- ・中門……表庭と露地とを隔て、かつて屋根は杉皮葺であった。丸太の垂木や網代を張る扉が数寄屋風の意匠である。家族からは「唐門」と通称された。

4. 保存と活用に関する負担等について

①金銭的負担

- ・収入……二階堂家：年間20万円程度（見学料）／矢田貝家：なし
- ・二階堂家住宅（含敷地）関係の支出：年間250万円程度、多い年には500万円
指定文化財建造物の保存修理費用（公費）
指定文化財周辺の清掃（町予算／週末のみ）
敷地内の環境整備、来客の安全確保（保険料）、パンフレット作成
指定文化財建造物と合致する旧態・景観の維持（特にトイレや表門の維持）
租税公課
- ・矢田貝家住宅（含敷地）関係の支出：年間150万円程度、多い年には300万円
公費による支出はこれまで実績なし
応急的補修費（雪害、劣化など）
店舗として活用するに際する環境整備費、パンフレット作成
租税公課（活用による増徴）
- ・所有者側が現地に在住しないことによる追加的負担
旅費、地域との円滑なコミュニケーションに要する費用
公開や活用の際に防犯上必要である費用

②非現住所所有者側が抱える対外関係の特徴

- ・行政側とのコミュニケーション：義務的なものが多い
- ・専門家側とのコミュニケーション：一過的なものが多い
- ・地元住民とのコミュニケーション：先代以前のものが中心で、新規の関係構築は困難

③所有者側の一員として感じていること

- ・「文化財」の概念が多様化するとともに、観光やまちづくりの一環として活用策が強化されることで、文化財への国民的な理解は深まりつつあり、行政側の姿勢にも次第に変化が生じていると感じている。
- ・一方、既に指定・登録等がなされた文化財へのフォローアップや、所有者側との意思疎通方法など、積み残された課題もある。
- ・なかでも文化財民家は、▼公・私の両側面が交錯し、▼保存・活用をめぐる個々の事情が大きく異なり、▼とりわけ個人所有の場合は文化財をめぐる状況等が容易に変化しやすい、などの特徴がある。
- ・所有者側としては、公的な文化財制度は、活用への期待というよりは、将来にわたって維持されるための、社会的な「歯止め」や「抑止力」としての側面が強い。心情的にはプラスである一方で、金銭的なマイナスの要素は、当然のことながら年々増していく。
- ・そのため、特に指定から一定の長期間を経た個人所有の物件については、何らかのフォローの仕組みを構築していくことが必要であり、その一つのポイントは、上記の「個々の事情」をどのように制度的に組み込むか、という点にあるように思われる。
- ・文化財に「する」という視点と、文化財に「なる」という視点のギャップをどのように埋めていくのか。

以上

指定・登録後の文化財建造物を取り巻く状況と課題

——所有者側の視点から——

2025年3月5日

二階堂行宣

内容

◇講演 30分程度

1. 講演者について
2. 二階堂家住宅について
3. 矢田貝家住宅について
4. 保存と活用に関する負担等について

◇対談・質疑応答

1. 講演者について

- ・二階堂行宣(にかいどう ゆきのり)
- ・本籍:鹿児島県(父方・二階堂家/現所有者の子)
- ・出生:鳥取県(母方・矢田貝家/現所有者の孫)
- ・生育:東京都千代田区
- ・職業:法政大学経営学部教授
- ・専攻:日本経済史、日本経営史
特に、交通・鉄道事業に関する歴史研究

※『鉄道百五十年史』

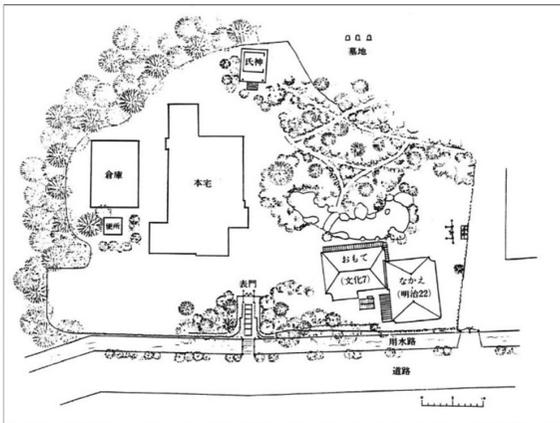
- ・編集・執筆担当
- ・2025年3月(来週)刊行
- ・全6巻、約6000ページ
- ・技術事項、建築分野の記述も豊富
- ・定価10万円、割引8万円
(⇒お声がけください)



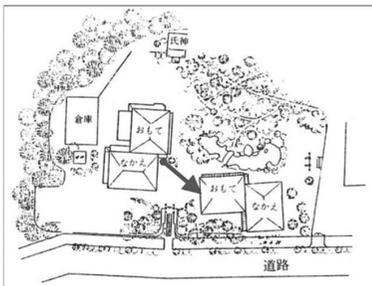
2. 二階堂家住宅について



1960年代頃



現状



1987年
邸内移築



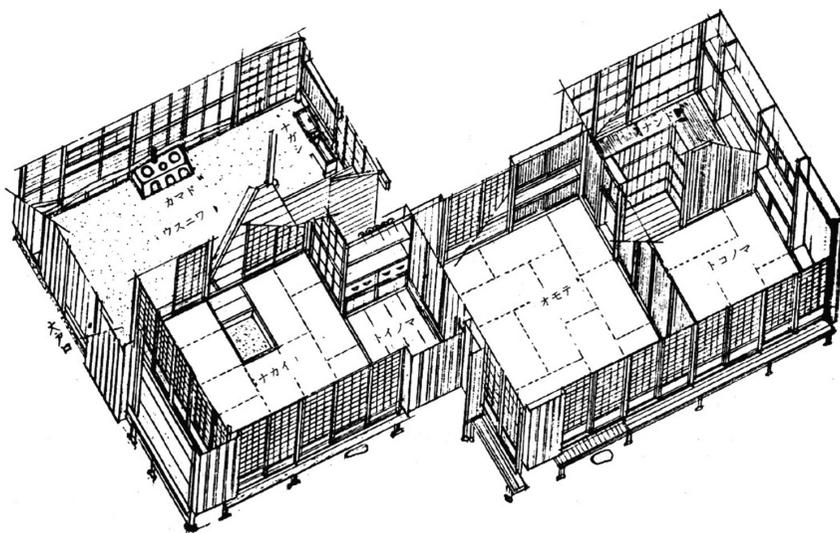
肝付町

- ・肝属郡高山町、同郡内之浦町が合併し、2005年に誕生
- ・JAXA内之浦宇宙空間観測所
- ・一反木綿のふるさと



なかえ
・1889年頃築
・農民の生活空間
・イロリやカマド、天井なし

おもて
・1809年頃築
・武家の格式
・トコノマ、「床刺し」の天井



おもて・なかえを結ぶ「トイノマ」
・分棟型民家の過渡的形態とされ
残存例は少ない
・渡り廊下の名残り？大雨対策？



表門

- ・1740年頃より存在、何度か改修するが古部材は残存
- ・未指定文化財、ただし茅葺の表門は県下に3例のみ
- ・数年に一度、葺替えなどの補修が必要

主な活用

- ・重要文化財指定を契機に公開
- ・2000年頃まで 二階堂事務所が管理
- ・2005年頃 敷地内の事務所跡を町のシルバー人材センターが活用(無償、ただし雨戸の開閉や簡単な清掃)
- ・2010年 築200年記念絵画コンクール
- ・2011年 公開の有料化
- ・2024年 シルバー人材センターが本宅に移転

- ――
- ・「先生のお宅ですから」
 - ・でも「勝手に活用」
 - ・来客、墓参客、視察が多い

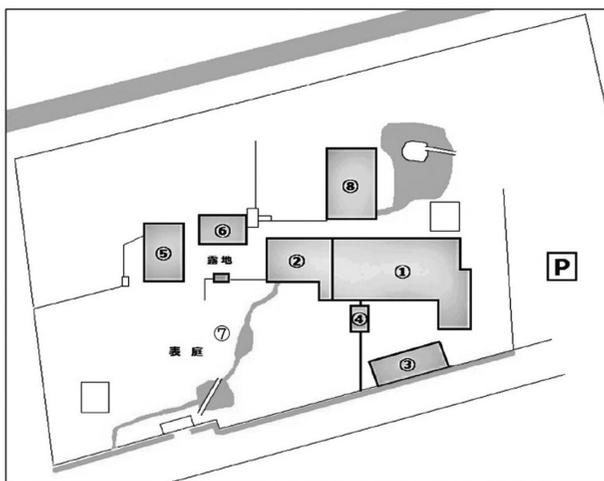


2025年2月2日

3. 矢田貝家住宅について



明治末期頃



文化財登録

- | | | |
|-----|-----|-------|
| ①主屋 | ②離れ | ③長屋門 |
| ④庭門 | ⑤茶室 | ⑥腰掛待合 |
| ⑦中門 | ⑧土蔵 | |



伯耆町

- ・西伯郡岸本町、日野郡溝口町が合併し、2005年に誕生
- ・大山のふもと、白バラ牛乳
- ・コントレイル(競走馬)のふるさと





土蔵(奥)

- ・明治期に増築
- ・鏝絵

離れ

- ・昭和初期に増築
- ・当主の居間、煎茶用の茶室

主屋

- ・1854年築
- ・厨子二階建
- ・「田」の字の間取り

庭門

- ・明治期の建築
- ・初期の庭園造営時より存在

長屋門(奥)

- ・明治期の建築
- ・当初は蔵？
⇒移築・改造



中門

茶室

- ・松江の廃茶室を移築
- ・「観楓庵」

腰掛待合

- ・露地は、離れとともに昭和初期に増築
- ・文化人でもあった第4代・顕造(左写真)による造営



庭園(表庭部分)
 ・明治期から造営開始
 ・昭和初期に拡張し完成
 ・回遊式の近代和風庭園

主な活用等

- ・1990年代半ばまで住居
- ・2000年頃 米子市近隣のグループが土産物販売所や蕎麦店として活用
 ただし店舗の変遷が著しい(長続きしない)
- ・光熱費のみ店舗側負担(ただし簡単な清掃)
- ・2010年 建造物の文化財調査開始
 土蔵内資料もあわせて調査開始
- ・2011年 文化財登録、地元向け見学会
- ・2015年 住民参加型の資料調査開始
- ・2019年 鳥取県による文化財庭園技術者講習会の会場となる(その後3回)
- ・2022~23年 近代和風庭園調査

- ・「町長さんのお宅」
- ・隠然たる地主・小作関係、敷居が高い
- ・町民は蕎麦屋だと思っている





矢田貝家関係資料の調査

- ・建造物の文化財調査が契機
- ・2011年 東京大学経済学部資料室による概要調査開始
- ・2015年 島根大学法文学部が本格的に参画、住民参加型の資料調査を開始
- ・2017年 大学教育への活用
学生による企画展示「近代伯耆のタイムカプセル」開始
- ・2022年 5年間の科研プロジェクト(基盤B)が採択



4. 保存と活用に関する負担等について

レジュメの補足:所有者側の立場

- ①(文化財に理解がある)所有者側の立場からは、文化財建造物の保護と、それを含む家屋敷の維持は同義であり、密接不可分の営み。そのため、指定・登録等に際する追加費用の算定は難しい。
- ②制度としての文化財指定・登録は、物理的な破壊の抑止機能がまず大きく、特に現住所有者に対しては、財産権の制約として作用する場合がある。一方、公開・活用に対する周囲からの期待については、非現住所有者の対応が困難となる。
- ③本来、文化財保護制度は、専門的見地から対象物件を公平に選定することが主旨である。ただし、新規指定・登録時において、行政側は事実上、所有者側の個別的事情(意思・家族状況・保存の見通しなど)を勘案しつつ手続きを進めているように思われる。

※参考:自治体側のメリット「特別交付税に関する省令」

都道府県

区 分	額
当該年度の4月1日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	重要文化財のうち建造物であるもの 280,000円 重要文化財のうち建造物以外のもの 10,000円 重要伝統的建造物群保存地区 1,470,000円 重要無形文化財(選定保存技術を含む。) 320,000円 重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財 80,000円 史跡名勝天然記念物 260,000円
当該年度の5月1日現在における文化財保護法第182条の規定に基づく当該道府県の条例により指定された文化財	建造物 240,000円 美術工芸品 10,000円 無形文化財(選定保存技術を含む。)、民俗文化財及び記念物 30,000円

×件数×財政力指数
による調整
+
国指定等件数
×30,000円
+
埋蔵文化財+災害

市町村

区 分	額
当該年度の4月1日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	重要文化財のうち建造物であるもの 540,000円 重要文化財のうち建造物以外のもの 20,000円 登録有形文化財のうち建造物であるもの 20,000円 重要伝統的建造物群保存地区 7,720,000円 重要無形文化財(選定保存技術を含む。) 300,000円 重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財 590,000円 史跡名勝天然記念物 920,000円 重要文化的景観 920,000円
当該年度の5月1日現在における文化財保護法第182条の規定に基づく当該市町村の条例により指定された文化財	建造物 130,000円 伝統的建造物群保存地区 220,000円 美術工芸品 10,000円 登録文化財のうち建造物であるもの 50,000円 登録文化財のうち美術工芸品であるもの 10,000円 登録記念物 10,000円 登録有形民俗文化財 10,000円 無形文化財(選定保存技術を含む。)、民俗文化財、記念物及び文化的景観 30,000円

×件数
+
国指定等件数
×110,000円
+
重伝建による固定資産
税減免分の補填
+
埋蔵文化財+災害